

令和 2 年度県庁舎防災・消防訓練の実施について

1 目 的

消防法等により、県庁舎の建物に年 1 回義務づけられている「消火、通報及び避難の訓練」を実施し、県庁舎に勤務する職員の自衛消防活動における役割認識、防災・防火意識の高揚を図る。

2 日 時

令和 2 年 1 1 月 2 0 日（金） 1 3 : 1 5 ~ 1 4 : 5 0

3 参加者：約 5 0 名

- (1) 本庁職員（行政庁舎、議会庁舎、警察本部庁舎に勤務する職員）
- (2) 使用許可団体（金融機関等）

4 訓練内容

- 防災訓練（1 3 : 1 5 ~ 1 3 : 4 5）

震度 6 強程度の揺れを伴う地震が発生。建物自体の損傷はないが、エレベータの緊急停止による閉じ込めが発生し、閉じ込め者が負傷したとの想定で、初動対応訓練、閉じ込め者の救出訓練を行う。

 - (1) 初動対応訓練
 - ア 地震発生時の庁内放送（地震発生時の安全行動を実施するよう指示）
 - イ 負傷者の有無の確認・連絡
 - ウ 建物の損害状況の確認・連絡
 - エ 電気・機械設備の損害状況の確認・連絡
 - (2) エレベータ閉じ込め者の救出訓練
- 消防訓練（1 4 : 1 5 ~ 1 4 : 5 0）

行政庁舎 1 6 階営繕課前の湯沸室から出火したとの想定で、通報・初期消火、避難訓練等を行う。

 - (1) 通報・初期消火訓練
 - ア 感知器作動による発報放送
 - イ 初期消火訓練、消防署への通報
 - ウ 消防設備、放送設備等の作動確認
 - (2) 避難訓練（避難場所：行政庁舎 1 階エントランスホール）

庁内執務者：県職員（行政、議会、警察）、使用許可団体
 - (3) 防災体験及び屋外での消火訓練
水消火器の実射訓練

※並行して実施する訓練もあり、複数箇所での取材は困難な場合があります。

※事前取材については、当日午前中までをお願いします。

県庁舎防災・消防訓練次第

令和2年11月20日(金)

13:15～14:50

- 防災訓練 13:15～13:45

- 消防訓練
 - 1 通報訓練 14:15～14:17

 - 2 初期消火訓練 14:16～14:20

 - 3 避難訓練 14:17～14:35

 - 4 屋外消火訓練(水消火器実射) 14:35～14:45
※場所:1F 守衛室横外部通路

 - 5 防火・防災管理者挨拶 14:45～14:50